

大和市告示第65号

大和市商店街街路灯電気料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市商店街街路灯電気料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市商店街街路灯電気料補助金交付要綱（平成21年大和市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の規定に基づき」を「に定めるもののほか」に改める。

第4条第4号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、平成25年分以降の電気使用実績に基づく補助について適用する。